（企画室）

第五十八条　学術研究推進課に、企画室を置く。

２・３　［略］

［項を削る。］

（地震火山室並びに地震調査管理官、火山調査管理官、防災科学技術調整官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官）

第六十五条　地震火山防災研究課に、地震火山室並びに地震調査管理官、火山調査管理官、防災科学技術調整官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

２　地震火山室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地震及び火山に関する調査研究に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地震調査管理官、火山調査管理官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

二　地震及び火山に関する調査研究に関する計画の作成及び推進に関すること（地震調査管理官、火山調査管理官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

三　地震及び火山に関する調査研究に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地震調査管理官、火山調査管理官、防災研究地域連携推進官及び測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

四　基盤的研究開発に関する事務のうち地震及び火山に関する調査研究に係るものに関すること。

五　科学技術・学術審議会測地学分科会の庶務に関すること（測地学専門官の所掌に属するものを除く。）。

３　地震火山室に、室長並びに調査研究企画官一人及び専門調査官十二人を置く。

［項を削る。］

４　調査研究企画官及び専門調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

５　調査研究企画官は、命を受けて、地震火山室の所掌事務のうち特定事項についての企画及び立案に関するものに参画する。

６　専門調査官は、命を受けて、地震火山室の所掌事務のうち専門的事項についての調査並びに企画及び立案に関するものに参画する。

７　地震調査管理官は、命を受けて、地震に関する調査研究結果その他の情報の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

８　火山調査管理官は、命を受けて、火山に関する調査研究結果その他の情報の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

９　防災科学技術調整官は、命を受けて、防災科学技術に関する研究開発に係る重要事項についての調整に当たる。

（企画室及び評価専門官）

第五十八条　学術研究推進課に、企画室及び評価専門官一人を置く。

２・３　［同上］

４　評価専門官は、科学研究費補助金に係る評価に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（防災科学技術推進室並びに地震調査研究企画官、地震調査管理官、防災研究地域連携推進官、地震火山専門官及び専門調査官）

第六十五条　地震・防災研究課に、防災科学技術推進室並びに地震調査研究企画官一人、地震調査管理官一人、防災研究地域連携推進官一人、地震火山専門官一人及び専門調査官七人を置く。

２　地震調査研究企画官及び専門調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

３　防災科学技術推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防災科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　防災科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　防災科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　基盤的研究開発に関する事務のうち防災科学技術に係るものに関すること。

五　国立研究開発法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

４　防災科学技術推進室に、室長及び防災研究調整官一人を置く。

５　防災研究調整官は、命を受けて、防災科学技術に関する研究開発に係る重要事項についての調整に当たる。

［項を加える。］

６　地震調査研究企画官は、命を受けて、地震・防災研究課の所掌事務のうち特定事項についての企画及び立案に関するものに参画する。

［項を加える。］

７　地震調査管理官は、命を受けて、地震に関する調査研究結果その他の情報の収集、整理及び分析並びにこれに基づく総合的な評価に関する重要事項に係るものに参画する。

［項を加える。］